



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年11月12日火曜日 第55号

◇ 目 次 ◇

都市計画の変更(追加)案の縦覧.....	(都市計画課) ...	726
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(東予地方局農村整備課) ...	726
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局今治支局環境保全課) ...	726
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	729
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	729
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	730

告 示

○愛媛県告示第708号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月12日

愛媛県知事 中村 時 広

- 都市計画の種類及び名称
今治広域都市計画道路
1・3・1 今治小松線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分 今治市小泉、別名、高橋、五十嵐、玉川町八幡、新谷、古谷、町谷、山口、朝倉下、朝倉北、朝倉南、長沢、孫兵衛作の各一部
 - 削除する部分 今治市別名、高橋、五十嵐、新谷、古谷、町谷、山口、朝倉下、朝倉北、朝倉南、長沢、孫兵衛作の各一部

○愛媛県告示第709号

新居浜市大島土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年11月12日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新居浜市大島土地改良区土地改良事業(維持管理)変更計画書の写し
 - 新居浜市大島土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
令和元年11月13日から12月10日まで
- 縦覧場所
新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第710号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月12日

愛媛県今治保健所長 廣 瀬 浩 美

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社コスモオサム
今治市中寺239番地1
代表取締役 阿部 真
- 事業場の名称及び所在地
ホテルバリ・イン
今治市中寺239番地1
- 特定施設に関する事項
 - 客室バス(5基)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 八 入浴施設	
特定施設の能力	1日当たり5人	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手後7日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	15時~翌10時	
特定施設の1日当たりの使用時間	19時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位:1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 110

	浮遊物質 量(単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 90 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 60 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0.95 最大 1.6

(2) テナントのちゅう房

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第66号の6 飲食店に設置されるちゅう房施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり200食	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後30日後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	平日 14時～23時30分 土、日、祝日 10時～23時30分	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	平日 9時間30分 土、日、祝日 13時間30分	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 - 最大 -
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 - 最大 -
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4.5 最大 7

備考 特定施設からの排水は公共下水道に放流されるため、排水基準の適用を受けない。

(3) 3階和室用浴室

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 八 入浴施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり5人	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	

工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後7日後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日		完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		15時～24時	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		9時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		なし	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 110	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 100	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 120	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 16	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1 最大 2	

(4) 2階洗濯施設

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に供する施設 口 洗たく施設		
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり7キログラム		
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後7日後		
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	9時～14時		
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	5時間		
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	なし		
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 110	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 100	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 120	

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3 最大 4

(5) 3階洗濯施設(3基)

特定施設の種 類	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に 供する施設 口 洗たく施設	
特定施設の能 力	1回当たり7キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手後7日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	15時~24時	
特定施設の1日当たりの使用 時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動 の概要	なし	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 90 最大 110
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 90 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 60 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 7 最大 8	

(6) 4階洗濯施設

特定施設の種 類	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に 供する施設 口 洗たく施設	
特定施設の能 力	1回当たり7キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手後7日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	15時~24時	
特定施設の1日当たりの使用 時間	9時間	

特定施設の使用の季節的変動 の概要	なし	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 90 最大 110
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 90 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 60 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 3 最大 4	

(7) 4階洗濯施設

特定施設の種 類	政令別表第1第66号の3 旅館業の用に 供する施設 口 洗たく施設	
特定施設の能 力	1回当たり6キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手後7日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	15時~24時	
特定施設の1日当たりの使用 時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動 の概要	なし	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 90 最大 110
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 90 最大 100
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 60 最大 120
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8.0 最大 16
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 2 最大 3	

4 汚水等の処理施設に関する事項

設 置 年 月 日	平成3年3月31日		
処 理 施 設 の 種 類	合併処理浄化槽		
処 理 施 設 の 型 式	ダイキアクシス製		
処 理 施 設 の 構 造	RC造		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 20メートル 横 8メートル 高さ 4.55メートル		
処 理 施 設 の 能 力	530人槽 1日当たり130立方メートル		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	流量調整及び接触ばっ気方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 15 最大 25
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 250	通常 20 最大 30

窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 60	通常 25
	最大 120	最大 60
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0	通常 3.0
	最大 16	最大 8.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 70 最大 130	通常 70 最大 130

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 25
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25	最大 60
	りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 8.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 70 最大 130	

○愛媛県告示第711号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和元年11月12日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
聴覚障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中田貴大	東温市志津川	令和元年11月1日
小腸・肝臓機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	香川美和子	四国中央市川之江町2233番地	令和元年11月1日
肢体不自由	脳神経外科	住友別子病院	服部靖彦	新居浜市王子町3番1号	令和元年11月1日

○愛媛県告示第712号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和元年11月12日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
河内和誉	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	一般財団法人積善会十全総合病院	新居浜市北新町1番5号	令和元年10月1日

○愛媛県告示第713号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和元年11月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	細 川 裕 貴	東温市志津川	令和元年10月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	松 井 誠 司	東温市志津川	令和元年10月2日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	住友別子病院	小 川 智 之	新居浜市王子町3番1号	令和元年10月3日
肢体不自由、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	宮 本 耕 吉	西条市朔日市269 - 1	令和元年10月3日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	医療法人中野クリニック	飯 森 俊 介	東温市志津川1577 - 1	令和元年10月4日